

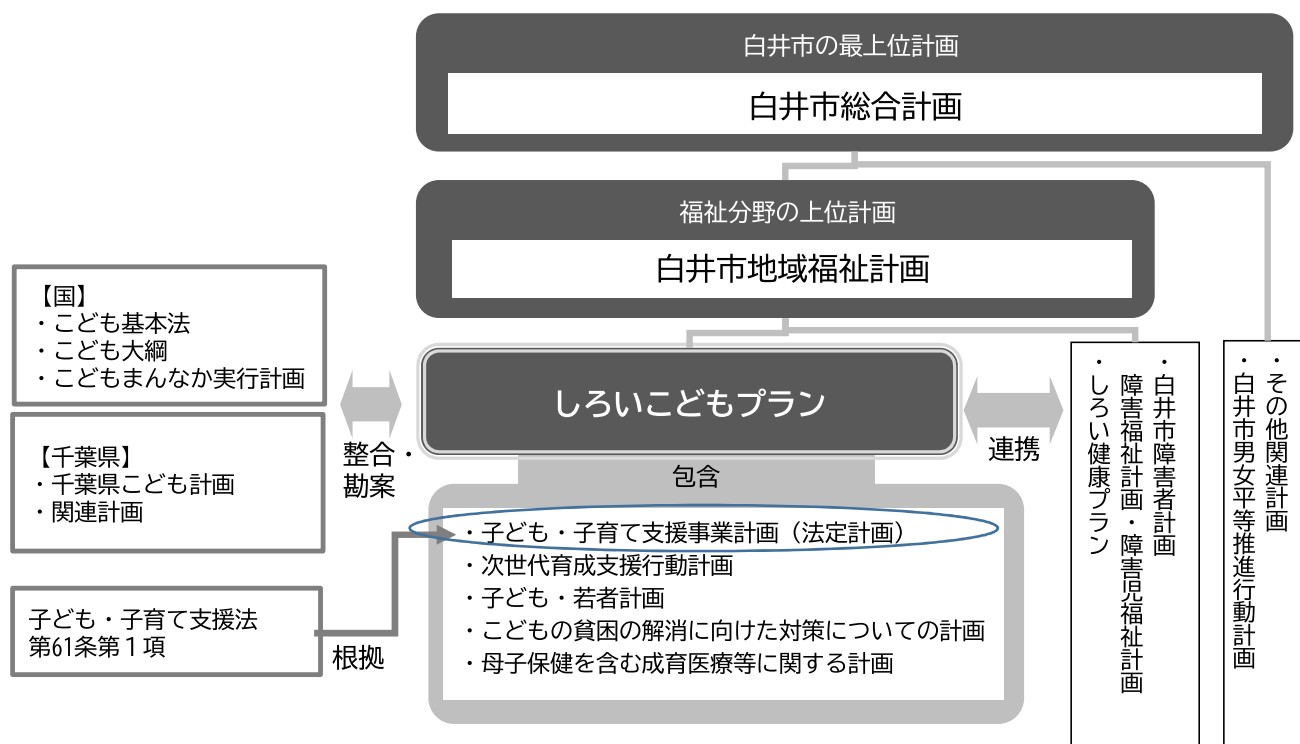
議題 1

令和 7 年度 白井市子ども・子育て支援事業の 進捗状況について

- ・資料 1-1 しろいこどもプランの概要
- ・資料 1-2 白井市子ども・子育て支援事業の進捗状況
- ・資料 1-3 こどもプランの施策の展開・進捗状況

しろいこどもプランの概要

1 計画の位置づけ



※しろいこどもプラン（令和 7 年 3 月）9 頁より抜粋

2 計画の期間

本計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 か年とします。

ただし、国や千葉県の行政施策の動向等、社会経済情勢の変化を見極めながら、必要に応じて計画の見直しを行います



※しろいこどもプラン（令和 7 年 3 月）9 頁より抜粋

3 めざすまちの姿

本計画は、これまでの18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、令和5年4月1日に施行された、こども基本法（こども大綱）に基づき、20代や30代までの若者への支援も新たに対象としています。

このことから、「こども」、「若者」の視点に立つとともに、これまでの「子育てしたくなるまち」を継承した「子育て当事者」の視点も含み、地域社会全体がつながり、支えあい、将来にわたりこどもたちが、それぞれの希望に応じた“幸せな状態”の好循環を生んでいくことが大切であると考えます。

これらを踏まえ、本計画におけるめざすまちの姿を、次のように定め推進していきます。

しろいこどもプラン（白井市こども計画）におけるめざすまちの姿

**“オールしろい” で つなぐ
こどもの幸せ（ウェルビーイング）**

それぞれのウェルビーイング

こども（0歳～17歳）	誕生前から乳幼児期、学童期、思春期まで、こどもの権利が守られ、家庭や地域の支援と各成長段階における様々な体験により、こども自らが健やかに成長し、幸せとを感じる状態
若者（18歳～30歳代）	自らの価値観や生き方を確立させながら、進学や就職、結婚といった様々なライフイベントに対し、自身が希望する進路を実現し、幸せとを感じる状態
子育て当事者	子育てへの不安や孤立感、仕事との両立等に悩むことがなく、こどもを育てる喜び、こどもが育つ喜びがあり、幸せとを感じる状態

※しろいこどもプラン（令和7年3月）54頁より抜粋

4 施策の展開

めざすまちの姿を実現するため、「ライフステージ別の支援の展開」、「ライフステージを通じた支援の展開」、「子育て当事者への支援」の3つの分野により、具体的な取り組みを実施していきます。

めざすまちの姿		
“オールしろい”で つなぐ こどもの幸せ（ウェルビーイング）		
分野	施策の方向	事業分野
ライフステージ別の支援の展開	1 こどもの誕生前から 幼児期までの支援	1 妊娠前から妊娠、出産、幼児期までの保健・医療の確保
		2 こどもの成長の保障と遊びの充実
	2 学童期・思春期での支援	1 こどもが安心して過ごし、学べる学校生活の充実
		2 こどもの居場所づくりの推進
	3 青年期での支援	1 就労のための支援
		2 結婚を希望する方への支援
ライフステージを通じた支援の展開		3 若者やその家族に対する相談体制
	1 困難を抱えるこどもや家庭への支援	
	2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	
	3 こどもの貧困対策	
	4 児童虐待防止対策、こども・若者の権利擁護	
子育て当事者への支援	5 こども・若者の安全確保	
	1 経済的負担の軽減	
	2 地域子育て支援・家庭教育支援	
	3 共働き・共育ての推進	
	4 ひとり親家庭への支援	

※しろいこどもプラン（令和7年3月）55頁より抜粋

5 白井市子ども・子育て支援事業計画

しろいこどもプランに包含されている「子ども・子育て支援事業計画」は、幼児期の教育と保育、地域の子育て支援事業の提供体制を定める法定計画になります。

各事業の利用見込量に対して、確保方策を具体的な数値で定めています。

(1) 教育と保育

保護者の就労状況等により教育・保育を利用することもについて3つの認定区分があり、認定に基づく施設・サービス利用に対し、子ども・子育て支援給付が行われます。

認定区分		提供施設
1号	3～5歳、幼児期の教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3～5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	0～2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

※しろいこどもプラン（令和7年3月）96頁より抜粋

(2) 地域子ども・子育て支援事業

「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、地域子ども・子育て支援事業を実施する市町村に対し、事業の実施に必要な費用が交付されます。

対象事業	
○利用者支援事業 ○延長保育事業 ○実費徴収に係る補足給付を行う事業 ○多様な事業者の参入促進・能力活用事業 ○放課後児童健全育成事業 ○子育て短期支援事業 ○乳児家庭全戸訪問事業 ○養育支援訪問事業 - 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 - 子育て世帯訪問支援事業 - 児童育成支援拠点事業 - 親子関係形成支援事業	○地域子育て支援拠点事業 ○一時預かり事業 ○子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業） ○病児・病後児保育事業 ○産後ケア事業 ○乳児等通園支援事業 ※妊婦健康診査事業は地方交付税措置

※しろいこどもプラン（令和7年3月）96頁より抜粋